

## 条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として知事が定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十三条第十一項第五号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の一項を加える。

45 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由にハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内

より就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らし当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準で再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導をに照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）  
業指導を行うことが適当であると認められたもの  
とする。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第十一項第五号の改正規定及び附則第四項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）第十三条第十項及び附則第四十五項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

### （経過措置）

- 3 新条例第十三条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第四十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員）の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第十三条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十三条第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十三条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。